

お客様各位

令和2年4月17日(金)

酒井啓司税理士事務所

新型コロナウイルス感染症拡大及び全国に拡大された緊急事態宣言に伴う外出自粛要請を受けまして、またお客様並びに弊社スタッフの健康と安全を考慮し、当事務所では、本日から5月6日までを自粛期間とし、提供するサービスを以下のようにさせていただきます。

何卒、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 対面によるご相談、打合せは、原則として延期させていただきます。代わりに、電話、メール、テレビ電話等にて対応いたします。
2. 資料の受け渡し等は、原則として、メール又は郵便等で行います。
3. 訪問及び事務所での面談等については、緊急を要する場合で、発熱等がない時に、マスク着用及び入退室時の消毒等を実施の上、必要最低限の時間にて対応させていただきます。

4. スタッフにつきましては、健康状態の維持及び感染防止を考慮して、執務時間を縮小する場合があります。平常時のように対応できないことがありますので、ご了承ください。
5. 記帳業務、申告業務等は、原則として通常通りのペースで行って参ります。
6. 収入激減等により、補助金・給付金の支給及び緊急資金の貸し付けを必要とする場合は、電話、メール等で至急ご相談ください。
7. 今後の対応については、政府及び四国税理士会の方針により検討いたします。

以上

今回の事態は、経営面でも大変厳しいものになると予想されます。私どもも、経営の継続に必要な情報を入手し、提供して参ります。不安なことがございましたら、何でもご相談ください。

この危機の回復には、1～2年かかると思われれます。今必要なことは、その間を何としても乗り切っていくことです。夜明けは必ずやってきます。お客様と一緒に朝陽を迎えることを私どもは信じています。